

議案第四号杉並区減税基金条例修正案及び修正部分を除く原案に対する修正動議

右の動議を地方自治法第百十五條の二及び杉並区議会議規則第十三條の規定により別紙のとおり提出する。

平成二十二年三月十二日

提出者

杉並区議會議員

堀部

やすし

同

松尾

ゆり

同

市橋

綾子

同

小松

久子

杉並区議會議長 富本卓様

議案第四号杉並区減税基金条例修正案及び修正部分を除く原案に対する修正案  
議案第四号杉並区減税基金条例修正案及び修正部分を除く原案の一部を次のように修  
正する。

題名を次のように改める。

杉並区大規模災害対策基金条例

第一条中「杉並区減税基金」を「杉並区大規模災害対策基金」に改める。

第二条第一項中「区長は、」の下に「大規模な災害等が発生しなかった場合において」  
を加える。

第二条第三項、第四条第三項、第九条、第十条第一項及び附則第五項別表中「杉並区  
減税基金委員会」を「杉並区大規模災害対策基金委員会」に改める。

(提案理由)

減税基金を大規模災害対策基金に改める必要がある。

議案第四号杉並区減税基金条例修正案及び修正部分を除く原案に対する修正案  
 新旧対照表（資料）

修 正 後

杉並区大規模災害対策基金条例

（設置）

第一条 特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため、杉並区大規模災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基本方針）

第二条 区長は、大規模な災害等が発生しなかつた場合において恒久的減税を計画的に

修 正 前

杉並区減税基金条例

（設置）

第一条 特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため、杉並区減税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基本方針）

第二条 区長は、恒久的減税を計画的に

実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 略

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを  
変更しようとするときは、あらかじめ杉並  
区大規模災害対策基金委員会に報告しなけ  
ればならない。

4 略

（基金管理方針）

第四条 1 2 略

3 区長は、基金管理方針を策定し、又はこ  
れを変更しようとするときは、あらかじめ  
杉並区大規模災害対策基金委員会の意見を  
聴かなければならない。

4 略

（処分）

第九条 基金は、大規模な災害により生じた  
経費又は大規模な災害、経済事情の著しい

実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 略

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを  
変更しようとするときは、あらかじめ杉並  
区減税基金委員会  
に報告しなけ  
ればならない。

4 略

（基金管理方針）

第四条 1 2 略

3 区長は、基金管理方針を策定し、又はこ  
れを変更しようとするときは、あらかじめ  
杉並区減税基金委員会  
の意見を  
聴かなければならない。

4 略

（処分）

第九条 基金は、大規模な災害により生じた  
経費又は大規模な災害、経済事情の著しい

変動等により生じた減収を補てんするため  
の経費の財源に充てる場合に限り、あらか  
じめ杉並区大規模災害対策基金委員会の意  
見を聴いた上で、その全部又は一部を処分  
することができる。

(委員会の設置)

第十条 基金の管理及び処分を適正かつ効果  
的に行うため、区長の附属機関として、杉  
並区大規模災害対策基金委員会（以下「委  
員会」という。）を置く。

2  
3 略

附 則 1  
4 略

5 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用  
弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例  
第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「

杉並区まちづくり景観審議会

略

を

変動等により生じた減収を補てんするため  
の経費の財源に充てる場合に限り、あらか  
じめ杉並区減税基金委員会 の意  
見を聴いた上で、その全部又は一部を処分  
することができる。

(委員会の設置)

第十条 基金の管理及び処分を適正かつ効果  
的に行うため、区長の附属機関として、杉  
並区減税基金委員会 （以下「委  
員会」という。）を置く。

2  
3 略

附 則 1  
4 略

5 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用  
弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例  
第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「

杉並区まちづくり景観審議会

略

を

杉並区まちづくり景観審議会	略
杉並区大規模災害対策基金委員会	略

に改める。

杉並区まちづくり景観審議会	略
杉並区減税基金委員会	略

に改める。